

## 都市農地保全請願趣旨説明

わたしたちのまちのつくり方、という「多くの市民から賛同が得られるまちづくり」の活動を行うグループの共同代表をしています津田町1丁目在住、自営業の神尾直志です。

生産緑地について相続税の納税猶予措置適用の拡大を求める意見書の請願、市として東京都の生産緑地買取・活用支援事業等を活用して農地を守る取り組みをしてくださいという2点の請願の審議をお願いしています。

私は千葉県千葉市で教員の息子として育ちました。農家出身ではありません。母親は農家出身で家庭菜園を継続しており、小さいころから安心安全な新鮮な野菜を食べていたことが今の自分の健康の基盤になったと信じています。

その後、妻が小平市出身という理由で、小平市に移り住んで20年以上経過しましたが、小平市周辺で農地、玉川上水や雑木林、緑が多い公園や大学の敷地などあり、緑の恩恵を受けていると感じています。

緑の恩恵、その価値は数値化できない感覚的なものでありうまく説明できませんし、その価値は人によっては異なります。東京23区には生産緑地がゼロの場所が多いですが、そんな都会では人は住めないのかというところというわけではないですが、明治神宮、新宿御苑などの大きな緑地が残っており、都心の人々の生活の緑を補完しているのではないかと考えています。

小平に移り住んで、この緑の恩恵をもう少し受けたいと思うようになり、2007年からみのり村で体験農園を5年経験して、当時あった津田町2丁目市民菜園を2年借りて、上水南町1丁目のブドウ農家を10年援農するなど、都市農家と深く関わる機会をもつようになりました。

その間、援農先の農家に相続があり、農地が宅地になっていく姿や、援農先のすぐ近くの大きな農家の園主が若くして亡くなり、その相続人が突然、農家継続の選択を迫られて継続困難という選択をした結果、すべて宅地になったこともあり大きなショックを受けました。

都市農地の存続問題は、JAほか、農業者団体から国や都への意見書として提出されていますが相続税の問題が国によって見直されることはありませんでした。

市内の約350人の農家だけの問題として扱うのではなく、都市農地の必要性を考えて、理解を示して農地を保全したいという幅広い都民・市民の声として大きな流れをつくらなければ、国もうごきだすことはないだろうと、考えて請願することにしました。

市議会からの意見書を、わざわざ請願で要望するという形にしたのは、請願活動を通じて、農家の実情を聞いて、幅広い市民の声を集め、恩恵を受けている市民が考えるきっかけをつくる必要があると考えたからです。

新規参入の農家を含む13人の都市農家にインタビューしました。また体験農園利用者、援農グループ、本格的に栽培を行っている農業サークルなどからもヒアリングしました。

都市農家が農業を継続できない問題は、重すぎる相続税、サラリーマン以上の収入にならないため跡を継いで

もらえない後継者不足問題や相続問題があることもわかってきました。また、農業で稼ぐのが難しいことに加えて、生産緑地以外の宅地部分にかかる固定資産税も重すぎるという問題があることも認識しました。

固定資産税から解放されている土地を使用貸借している新規就農者には希望を感じましたが、多くの収納希望者が追従できるほど低い障壁ではないという厳しい実態もヒアリングしてわかりました。

農業に係りたい市民は多くいます。体験農園5か所、市民菜園2か所の利用者は多く、それ以外にも援農が機能している農家があり、多くの援農コミュニティが出来ている農家もありました。

高齢化・後継者不足で耕作しきれなくなっている都市農家側の事情と、農業に係りたいなどの市民ニーズがあることがわかりました。

請願事項2ですが、東京都の生産緑地買取・活用支援事業を利用して生産緑地を継続できなくなった農地を市が買い取って有効活用する方法も考えられますし、都市農地貸借円滑化法について、認定の基準を市がつくり、関与することで都市農地利用が活性化すると考えています。

耕作しきれなくなっている都市農地が、より多くの市民によって有効に活用される仕組みが出来れば、市民の都市農地への理解が深まり、守って行こうという機運が高まり、生産緑地の相続税の納税猶予措置適用の拡大について国が検討していただく流れになるだろうと考えています。

以上、請願の趣旨説明をさせていただきました。